

基本設計業務委託 特記仕様書

し尿公共下水道放流施設整備工事基本設計業務委託業務

伊丹市

基本設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 し尿公共下水道放流施設整備工事基本設計委託業務

2. 計画施設概要

(1) 設計方針 「し尿公共下水道放流施設整備 基本構想」を踏まえ、施設規模の最適化と効率的な運用が可能なし尿公共下水道放流施設の基本設計を行う。当該施設の整備においては、現有施設からの円滑な移行を実現する工法立案、及び、隣接する豊中市伊丹市クリーンランド（以下「CL」という。）のごみ焼却施設からの処理水の活用等、環境、コスト、し尿の安定的な受け入れ及び処理に配慮した施設整備方針とする。
なお、基本設計以降の実施設計、施工、施設管理はCLが主体となつて行われる予定であることに留意すること。

(2) 敷地の場所 兵庫県伊丹市岩屋2丁目2番8号
(伊丹市岩屋2丁目64他6筆)

(3) 施設用途 公共下水道放流（し尿中継施設）

3. 設計と条件

(1) 敷地条件

- | | |
|----------------|-----------------------|
| a. 敷地面積 | 約2,000 m ² |
| b. 用途地域及び地区の指定 | 準工業地域 |
| c. 防火地域 | 建築基準法による法第22条区域 |

(2) 現有施設の状況

- | | |
|---------|--|
| a. 保有施設 | 搬入搬出トラックスケール
各種水槽
し渣除去設備
プラント系統に係る脱臭装置
上述を収容し運営するための建築物及び工作物 |
|---------|--|

- b. 施設の延床面積 541.20 m²
- c. 構造及び階数 RC造(地下1階)+S造(地上2階)
- d. し尿処理能力 82kℓ/日 (約5時間)

(3) 新施設の条件 (想定)

- a. 計画施設 搬入搬出トラックスケール
各種水槽
し渣除去等に係るプラント
プラント系統に係る脱臭装置
希釈水の引き込み施設
上述を収容し運営するための建築物及び工作物
- b. し尿処理能力 5kℓ/日 (約5時間)
- c. し尿希釈放流方法 C Lのごみ焼却施設からの処理水による希釈及び公共下水道への放流

d. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年3月29日付国営計第126号)による耐震安全性の分類は以下の通りとする。

- 1) 構造体 I II III 類
- 2) 建築非構造部材 A B 類
- 3) 建築設備 甲 乙 類

(4) 工事の条件

- a. 概要 施設の老朽化に伴う施設更新
(現有施設の利活用検討及び解体を含む)
- b. 工期 令和10年度から令和13年度末(予定)
(現有施設の解体工事を含む)
※令和9年度から令和11年度は実施設計・建設工事、なお、令和9年度以降の事業はC Lに引き継がれる予定。
令和令和12年度から令和13年度は解体工事を予定している。

4. 履行期間 契約締結の日から令和9年3月17日まで

5. 提案上限額 38,779,400円 (消費税及び地方消費税含む)

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、共通仕様書による。

1. 特記仕様書の適用

- (1) 特記仕様書に記載された特記事項の中で□印の付いたものについては、☑印の付いたものを適用する。
- (2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。

2. 管理技術者等の資格

(別添「し尿公共下水道放流施設整備工事基本設計委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領」による)

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。なお「管理技術者等」とは、管理技術者、照査技術者、建築担当技術者、設備担当技術者を総称している。

(1) 管理技術者

管理技術者は、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力、設計業務についての高度な技術能力及び経験を有する者とし、受注した法人に所属する者を配置しなければならない。

a. 管理技術者の資格要件は次による。

- 技術士法で定める技術士 総合技術監理部門(衛生工学)/(上下水道)
- 技術士法で定める技術士 衛生工学部門(廃棄物管理)/(廃棄物処理)
- 技術士法で定める技術士 上下水道部門(下水道)
- RCCM(廃棄物)/(下水道)

(2) 照査技術者

照査技術者は、照査業務を担う技術者であり、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力、設計業務についての高度な技術能力及び経験を有する者とし、受注した法人に所属する者を配置しなければならない。照査とは、基本条件の確認内容に関する照査、検討の方法及びその内容に関する照査、各種設計の相互間における整合性に関する照査をいう。管理技術者と照査技術者は兼ねることはできない。

a. 照査技術者の資格要件は次による。

- 技術士法で定める技術士 総合技術監理部門(衛生工学)/(上下水道)
- 技術士法で定める技術士 衛生工学部門(廃棄物管理)/(廃棄物処理)
- 技術士法で定める技術士 上下水道部門(下水道)
- RCCM(廃棄物)/(下水道)

(3) 主任担当技術者

分担業務分野ごとに主任担当技術者を配置すること。分担業務分野は、建築及び設備（電気・機械）とする。主任担当技術者については、次のいずれかの要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に判断する能力とともに、設計業務についての技術能力及び経験を有する者とする。ただし、管理技術者と設備主任担当技術者は兼務してよいものとする。その場合は、受注した法人に所属する者を配置しなければならない。

a. 建築主任担当技術者の資格要件は次による。

- 建築士法による構造設計1級建築士
- 建築士法による1級建築士
- その他（建築士法による2級建築士）

b. 設備主任担当技術者の資格要件は次による。

- 技術士法で定める技術士 総合技術監理部門(衛生工学)/(上下水道)
- 技術士法で定める技術士 衛生工学部門(廃棄物管理)/(廃棄物処理)
- 技術士法で定める技術士 上下水道部門(下水道)
- RCCM(廃棄物)/(下水道)
- 建築士法による設備設計1級建築士
- 建築士法による建築設備士
- 1級又は2級電気工事施工管理技士
- 1級又は2級管工事施工管理技士
- 5年以上の実務経験を有する者

3. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

4. 業務範囲

(1) 一般業務

委託した業務内容のうち、対象外業務等欄に記載された業務は、発注者が行うものとする。

①基本設計

業務内容		委託	対象外業務等
(1)設計条件等の整理	(i)条件整理	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(ii)設計条件の変更等の場合の協議	<input checked="" type="checkbox"/>	

(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input checked="" type="checkbox"/>	
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		<input checked="" type="checkbox"/>	
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(ii) 基本設計方針の策定及び説明	<input checked="" type="checkbox"/>	
(5) 基本設計図書の作成		<input checked="" type="checkbox"/>	
(6) 概算工事費の検討 (比較検討する改修工法ごとにおける概算工事費を算出すること)		<input checked="" type="checkbox"/>	
(7) 基本設計内容の説明等		<input checked="" type="checkbox"/>	

②設計意図の伝達

業務内容	委託	対象外業務等
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	<input type="checkbox"/>	
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	<input type="checkbox"/>	

(2) 追加業務

積算業務 ※以下の内、概算工事費の算出に必要なものに限る。

建築積算業務

積算算出書（積算数量調書を含む）の作成

複合単価等資料（代価表・別紙明細を含む）の作成

見積の徴収、見積検討資料及び見積一覧表の作成

電気設備積算業務

積算算出書（積算数量調書を含む）の作成

複合単価等資料（代価表・別紙明細を含む）の作成

見積の徴収、見積検討資料及び見積一覧表の作成

機械設備積算業務

積算算出書（積算数量調書を含む）の作成

複合単価等資料（代価表・別紙明細を含む）の作成

見積の徴収、見積検討資料及び見積一覧表の作成

透視図作成業務（外観 2枚）

模型製作及び写真撮影業務

- 計画通知申請手続き業務
- 建築許可申請手続き業務
- 開発許可申請手続き業務
- 開発条例申請手続き業務
- 伊丹市宅地開発等指導要綱に基づく申請手続き業務
- 兵庫県福祉のまちづくり条例による特定施設等の届出手続き業務
- 建築物省エネ法申請手続き業務
- 消防法申請手続き業務
- 景観条例申請手続き業務
- 関係法令等に関する各種申請書類の作成及びその申請手続き業務
- ライフサイクルコスト比較検討業務
- 環境負荷低減検討業務
- 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- CASBEE評価業務
- 概略工事工程表の作成業務
- 電波障害対策等に必要な資料の収集及び机上検討業務
- 施工計画に関する留意事項検討書作成業務
- 庁内及び住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く）
- コスト比較検討書の作成
- 現況調査報告書作成業務
- 現況復元図の作成業務
- 地盤調査業務（標準貫入試験 2箇所、深さ20m）試験、試料採取含む
（密度試験、含水試験、一軸圧縮試験他）
- 建築物等の利用に関する説明書の作成業務
- 敷地測量業務
- 敷地分割による既存建物の適正確認報告書の作成（建築基準法第12条）
- 実施設計、工事の発注方法の立案と比較検討業務
※施設整備する上で、最適な発注方式（性能発注方式等）を検討
- 実施設計・工事の発注支援業務
（発注方法の検討及び発注仕様書、要求水準書、図面等図書の作成）
- 現有施設の利活用の検討業務
※減築・地下水槽活用などの検討及び新施設の運営に係る現有施設の一部利活用（減築等）に係る法令・構造・コスト検討
- 交付金制度等の適用調査
※検討表の作成含む
- 災害時対策、BCP対策等を考慮したし尿処理継続運営に係る方式及びコスト比較検討業務

- 悪臭防止法（環境省）に準じた対策検討業務
 - ※周辺環境への影響の事前検討
- 騒音規制法、振動規制法における特定施設に準じた対策検討業務
 - ※周辺環境への影響の事前検討
- 基本構想の再検討業務
 - ※基本構想における豊中市、伊丹市の処理実績及び将来予測等の再精査及びこれらに基づく施設規模等の再検討
- 解体工事に関わる現有施設のアスベスト調査
- 処理方式のフローシート検討業務
- 実施設計委託料の算出業務（発注方法が設計施工一括発注の場合は、その発注支援委託料の算出業務を含む。また、実施設計委託料は、施設の新設と解体を分けて算出すること。）

5. 業務の実施

(1) 一般事項

- 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- 概算工事費の作成にあたり、使用する単価、数量について、調査職員と協議を行う。（工事費は施設の新設と解体の費用を分けて算出すること。）
- 設計図書等に用いる用紙は、受注者の負担とする。
- プロポーザル方式により設計業務を受注した場合は、技術提案書により提案した内容を、当該業務に反映させる。
- 施工計画に関する留意事項検討書を作成し、次の事項を記述すること。
 - a. 施工計画に関しての計画概要及びその特徴
 - b. 工程計画・仮設計画の考え方
 - c. 難易度の高い技術等の施工計画
 - d. その他
- 業務実績情報（PUBDIS）の登録は任意とする。

(2) 特記事項

各業務にあたっては、特別に下記の要件を満たすこと。

- 関係部局との基本設計調整として、次の事項を行う。
 - （関係部局には、豊中市、CLも含まれるものとする。）
 - 市担当者と共に、関係部局と基本計画内容の調整を行うこと。
 - その際、基本図面等に加えて、検討用の資料等を作成すること。
 - 設計協議は、着手時、中間3回（施設基本構造の比較報告、施設概要及び施設計

画工法報告、概算工事費報告)、完了時の計5回は実施すること。協議には、管理技術者が立ち会うものとして、その他調査職員が必要と認める場合についても協議を随時行うものとする。

- ☑受注者は指定された期日までに発注者に対して、施設の計画検討結果について中間報告会を実施すること。中間報告会には管理技術者が立ち会うものとする。中間報告会では、施設概要(現有施設の利活用を含む)、工法、工事費、維持管理計画、比較検討内容、申請手続き等について説明を行うものとする。
- ☑発注者から提供する以下報告書等の内容をふまえ、本業務における検討作業を行うこと。
 1. 基本構想(概要版)
 2. 基本構想(本編)
 3. 基本構想(資料編)
- ☑基本構想を基にした新施設にかかるシステム設計、施設計画(基本計画)、工事計画(現有施設の利活用・解体含)、維持管理基本計画を作成すること。
- ☑災害対策(ハザードマップ等)を考慮した施設計画とすること。
- ☑建物建設にかかわる概算工事費のほか、発注支援業務費、工事監理委託費、その他工事(外構、解体工事、改修工事等)、竣工後の維持管理(50年程度)など事業全体の概算事業費を算出すること。
- ☑比較検討業務には、以下も含めて検討すること。
 - 処理プラントの比較検討
 - ・収集したし尿等を公共下水道へ放流するための簡易で安価な処理プラントの検討
 - ライフサイクルコストの比較検討
 - ・太陽光発電設備等の環境配慮設備の検討
 - ・管理運営に係るコスト検討(有人・無人等の比較を含む)
- ☑豊中市伊丹市クリーンランド処理水(下水道高度処理水の活用を含む)を活用するためのシステム設計と施設計画をすること。
 - ・クリーンランド処理水(希釈水)の利用可否の検討
 - ・クリーンランド処理水(希釈水)引込み方法及びコスト比較検討
 - ・クリーンランド処理水 関係機関(猪名川流域原田処理場等)との調整
- ☑し尿等の受入れは、工事期間中も継続しながら、現有施設から新施設への事業移行が円滑に実施できる施設計画及び工事計画の検討

(3) 適用基準等

本業務に国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部(建設大

臣官房官庁営繕部) が制定又は監修したものとする。

a. 共通

- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン (最新版)
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (最新版)
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 (最新版)
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説 (最新版)
- 兵庫県福祉のまちづくり条例 (施設整備・管理運営の手引き)
- 地域防災計画

b. 建築

- 建築工事設計図書作成基準 (最新版)
- 敷地調査共通仕様書 (最新版)
- 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (最新版)
- 建築工事監理指針 (最新版)
- 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) (最新版)
- 建築改修工事監理指針 (最新版)
- 建築設計基準及び同解説 (最新版)
- 建築構造設計基準 (最新版)
- 建築構造設計基準の資料 (最新版)
- 建築工事標準詳細図 (最新版)
- 擁壁設計標準図 (最新版)
- 構内舗装・排水設計基準 (最新版)
- 建築改修設計基準 (最新版)
- 建築鉄骨設計基準 (最新版)
- 標準案内用図記号 (最新版)

c. 建築積算

- 公共建築工事積算基準 建築工事編 (最新版)
- 公共建築工事積算基準の解説 建築工事編 (最新版)
- 公共建築工事積算基準 設備工事編 (最新版)
- 公共建築工事積算基準の解説 設備工事編 (最新版)
- 公共建築工事共通費積算基準 (最新版)
- 公共建築工事標準単価積算基準 (最新版)
- 公共建築数量積算基準 (最新版)
- 公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編) (最新版)
- 公共建築工事見積標準書式 (建築工事編) (最新版)
- 建築工事積算基準 (営繕工事) 阪神7市1町建築営繕連絡協議会 (最新版)

d. 設備

- 建築設備計画基準 (最新版)

- 建築設備設計基準（最新版）
- 建築設備工事設計図書作成基準（最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- 電気設備工事監理指針（最新版）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- 機械設備工事監理指針（最新版）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- 排水再利用・雨水利用システム計画基準（最新版）
- 建築設備耐震設計・施工指針（最新版）
- 建築設備設計計算書作成の手引（最新版）

e. 設備積算

- 公共建築工事積算基準 設備工事編（最新版）
- 公共建築工事積算基準の解説 設備工事編（最新版）
- 公共建築設備数量積算基準（最新版）
- 公共建築設備工事内訳書標準書式（設備工事編）（最新版）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（最新版）
- 建築設備数量積算基準・同解説（最新版）

f. 下水道

- 日本下水道協会規格（最新版）
- 下水道施設計画・設計指針と解説（最新版）
- 下水道維持管理指針（最新版）
- 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（最新版）
- 下水道施設の耐震対策指針と解説（最新版）
- 下水道施設耐震計算例-処理場・ポンプ場編（最新版）

(4) 業務計画書

業務計画書には次の内容を記載する。

- a. 管理技術者及び照査技術者の、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格（資格証写し）
- b. 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格（資格証写し）
- c. 担当技術者の分担業務分野、氏名、生年月日、所属、保有資格（資格証写し）
- d. 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由、

及び具体的内容（協力者がある場合）

- e. 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者
氏名、生年月日、所属・役職、保有資格（建築、構造、電気及び機械以外に分
担業務分野がある場合）
- f. 業務実施工程表
- g. 業務体制表
- h. 再委託承諾申請書
- i. 特記仕様書に追加業務として積算業務の適用がある場合は、建築積算業務主任
担当技術者（（社）日本建築積算協会に建築積算士（建築積算資格者）とし
て登録した者）の氏名、生年月日、所属・役職、登録番号を記載した書類。
（資格証写し）

（5）貸与資料等

市が貸出及び提供する書類一覧

- 敷地付近の地図（S 1/2500：JWin又はAutocadデータ）
- 建築工事積算基準（営繕工事）（阪神7市1町建築営繕連絡協議会）
- 内訳書作成システム(RIBC2)標準単価ファイル
- 既存図面（tiffデータ）（建築、電気設備、機械設備）
- （現有施設概要）伊丹市し尿公共下水道放流施設
- し尿公共下水道放流施設工事 土木・建築工事竣工図
- 1. 基本構想+概要版
- 2. 基本構想+本編
- 3. 基本構想+資料編
- 豊中市伊丹市クリーンランド建設工事竣工図
- その他（ ）

※貸出品は、委託業務終了後すみやかに市へ返却する事。

（6）打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、その内容を書面により速やかに提出する。

- a. 業務着手時
- b. 基本方針策定前及び基本設計着手前
- c. 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

（7）その他、業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲（ ）
 指定部分の履行期限（ ）
- b. 成果物の提出場所（伊丹市役所営繕課）
- c. 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る実施設計委託業務の受注者に貸与し、当該実施設計における図面の作成等に使用することがある。

- d. 写真の著作権の権利等について受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
 - 1) 写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することが出来る。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - 2) 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - ア) 写真を公表すること。
 - イ) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- e. ウイルス対策
業務にあたっては、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提供する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。
- f. 受注者からの情報漏洩の防止について
標的型攻撃メール等によるサイバー攻撃により本業務に係る情報が漏洩することのないよう、情報保全措置を適切に講ずること。なお、情報漏洩のおそれが生じた場合は、当該情報の機密性の程度に関わらず、その事実を速やかに調査職員へ報告するとともに、原因の解明及び適切な対応に努めること。

6. 成果物及び提出部数等

(1) 基本設計

成果物	提出部数	備考
<p>一般業務</p> <p>a. 総合</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本設計図 <ul style="list-style-type: none"> 計画説明書 仕様概要書 敷地案内図 配置図 平面図 天井伏図 断面図 立面図 概算工事費内訳書 各種技術比較検討資料 ・構造 <ul style="list-style-type: none"> 伏図 軸組図 部材断面図 構造計画書 構造設計概要書 工法比較検討資料 ・電気設備 <ul style="list-style-type: none"> 電気設備計画書 電気設備設計概要書 各種技術比較検討資料 ・機械設備 <ul style="list-style-type: none"> 機械設備計画書 機械設備設計概要書 各種技術比較検討資料 	<p>各4部</p>	<p>製本</p>
<p>b. 追加業務</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 概略工事工程表</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 施工計画に関する留意事項検討書</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 庁内及び住民説明等に必要な資料</p>		

<input checked="" type="checkbox"/> コスト比較検討書 <input checked="" type="checkbox"/> 現況調査報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 現況復元図 <input checked="" type="checkbox"/> 実施設計委託料内訳書		
c. その他 <input checked="" type="checkbox"/> 各記録書 <input checked="" type="checkbox"/> 各種技術資料 <input checked="" type="checkbox"/> 調査職員が指示する本業務に係る資料（検討資料等）		
d. 電子データ <input checked="" type="checkbox"/> 上記電子データ	各4部	

(注)

- ・成果物提出時は成果物及び提出部数を一覧のリストとして提出すること。
- ・「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を言う。
- ・「基本計画書」には、設計趣旨及び計画概要に関する記載を含む。
- ・設計図は、調査職員との協議の上、適宜変更してもよい。
- ・成果物の提出形態は、調査職員の指示により製本すること。
- ・成果品としては、データ提出のみとするが、委託業務中に調査職員が求めた書類については、適宜必要に応じて紙提出すること。

7. 成果物の体裁等

(1) 電子データの成果物は下記による。

a. 電子媒体

- CD-R または DVD-R

b. ファイル形式

- PDF（全データ）
- JWW（図面）
- DXF（図面）
- JPEG（写真等）
- その他元データ

8. 設計工程について

履行期間は令和9年3月17日までとなっているが、各節目の提出については、下記の予定期間までに遅滞なく提出すること。その他、設計工程全般については「別紙1_業務スケジュール（案）」を参照の上、詳細については別途協議にて決定するものとする。また、提出された設計工程表に遅れ等が生じ変更となる場合は、調査職員に報告するとともに、変更工程表を提出すること。

- ・ 実施設計委託料概算見積 : 令和8年6月30日
- ・ 施設基本構造の比較検討資料 : 令和8年6月30日
- ・ 施設概要資料 : 令和8年7月31日
- ・ 概算工事費 : 令和8年9月15日
- ・ 実施設計委託料内訳書 : 令和8年9月25日
- ・ 中間報告 : 令和8年12月22日
- ・ 業務成果品 : 令和9年3月10日